

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲賀市長 岩永 裕貴

|                   |                                |  |
|-------------------|--------------------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 甲賀市信楽地区<br>(252093)            |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 長野、畑、田代、下朝宮、中野、小川、西、多羅尾<br>( ) |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和 7年 2月13日<br>(第2回)           |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

集落営農に取り組む集落は少なく、構成員の高齢化が進み、組織の継承が課題となっている。若手の認定農業者層では、人的交流を意欲的に進め、新たな農業に取り組むものもある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・集落営農組織については次世代人材の掘り起こしと育成を進める。
- ・学区レベルで集落間の連携を進め、機械施設・人材の相互交流を進める。
- ・若手の認定農業者、新規就農者を中心に当地域の振興方策を考える。当地の立地条件(標高が高く気候が冷涼)と京阪神に近い地の利を活かした農業の在り方を検討する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 124.5 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 124.0 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | 124.0 ha |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。水田の利用については、農地の特性(形状、面積、水利条件等)をみて活用方法を検討する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |  |
|--|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針   |  |
| 長野   | 農業振興地域はないが、地元の認定農業者を中心として農地を守っていく。               |
| 田代   | 離農された農地は農業法人や他の個人農業者へ借り受けが進むように話し合いを促す。          |
| 畑  | 認定農業者に集積を目指す。                                    |
| 中野   | 認定農業者が取り組む飼料作物に集積を進める。                           |
| 下朝宮  | 将来的には認定農業者が一部取り組む飼料作物も視野に検討する。                   |
| 西  | 担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を図る。                     |
| 小川   | 小区画田の整備を行い、担い手が管理しやすい様にする。                       |
| 多羅尾  | 地区内の農用地をできる限り、休耕田あるいは遊休地とならないよう現状の農業者において維持していく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針   |  |
| 効率的な農地利用のため、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構を活用する。   |  |
| (3)基盤整備事業への取組方針  |  |
| 担い手のニーズ、地域の意向を踏まえ、各種補助事業を活用し、農用地の大区画のための基盤整備事業を進める。                              |  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針   |  |
| 【新規就農者支援】<br>認定農業者を目指す意欲ある担い手の育成、確保に努めるとともに、新規就農者に対して農業経営が定着するまで関係機関が連携して支援していく。 |  |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針  |  |
| 乾燥調製施設等の利用を行う  |  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                     |           |                                     |             |                                     |         |                          |      |                          |      |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|--------------------------|------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④輸出  | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/>            | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/>            | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/>            | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨その他 |                          |      |

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害の軽減に必要な対策を講じる。
- ②環境こだわり農産物の生産に取り組む。
- ③スマート農業機械の導入により作業の省力化に取り組む。